

揖斐川町中学校部活動地域移行ガイドライン

令和 6 年 4 月 1 日
揖斐川町教育委員会

はじめに

揖斐川町は、令和 5 年 3 月に策定された岐阜県教育委員会の「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「県ガイドライン」という。）の内容を踏まえ、地域移行の取組みについて、「揖斐川町中学校部活動地域移行ガイドライン」を次のとおり定める。

1 新たな地域クラブ活動へ向けた整備

（1）体制整備

- ① 地域移行に向けて、教育委員会、各中学校、指導者、保護者の代表等からなる推進会議を組織する。
- ② 現在、各学校で行っている部活動は、令和 6 年 8 月以降、休日の部活動を段階的に地域へ移行する。
- ③ 設置する部の部員数が少なく十分な活動ができない部について、町内あるいは揖斐郡内の中学校と合同で活動ができるように各中学校、教育委員会が連携を図る。
- ④ 現在、揖斐郡内の中学校と合同で行っている部活動は、該当する町と関係団体が協議の上、活動に関する事項の取り決めをする。

2 運営

（1）運営団体・実施主体

- ① 部活動地域移行の問い合わせの窓口は、揖斐川町教育委員会_社会教育課（以下、「社会教育課」という。）とする。
- ② 新たな地域クラブの運営団体は、いびがわ地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）とする。
- ③ 地域クラブの事務局は、揖斐川町教育委員会内に置く。
- ④ 地域クラブの活動を行うときは、各クラブにおいて保護者会を設ける。

3 管理

（1）活動時間及び休養日等の設定

活動時間及び休養日は、次のとおりとし、県ガイドラインに準じるものとする。

- ① 平日について
平日の 1 日の活動時間は、長くとも 2 時間程度とする。学校部活動に引き続き実施する場合においても、合わせて 2 時間程度とする。
- ② 休日について
休日の 1 日の活動時間は半日以内（3 時間程度）とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うとともに、対外試合等もできる限り終日に渡らないよう配慮する。
- ③ 休養日について
学期中は週当たり 2 日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも 1 日、休日は少なくとも 1 日以上を休養日とする。休日の 2 日間大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、夏季休業日及び年末年始等には、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

第 3 日曜日の家庭の日、学校の学力テスト等の一週間前は、原則休養日とする。

(2) 活動場所

- ① 地域クラブが活動を行う場所は、原則として学校の部活動と同じ学校施設とする。学校外の施設を利用するときは、各部の保護者会が利用申請の手続きを行う。
- ② 学校部活動で使用している備品、用具は、地域クラブ活動においても使用する。

(3) 活動

- ① 地域クラブは、特定の種目や分野に専念する活動だけでなく、だれもが一緒に参加できる活動、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を整備する。
- ② 地域クラブの活動は、生徒の自主的、自発的参加により行うものとする。
- ③ 地域クラブの活動の際は、指導者と保護者 1 人以上がいる状態で活動する。保護者がいないときには原則、活動しないこととする。

(4) 会費の設定

- ① 地域クラブの会費は次のとおり定める。
1 人 1 種目クラブ 月額 1,000 円
- ② 会費は、各種目クラブの保護者会から地域クラブ事務局に支払うものとする。
- ③ 地域クラブの各種目クラブ活動で必要となる費用は、種目クラブごとに受益者負担とする。

(5) 保険の加入

- ① 地域クラブで活動する生徒及び指導者は、地域クラブが指定するスポーツ保険への加入を義務付ける。
生徒：年額 800 円、指導者：年額 1,200 円～1,850 円
- ② 保険料は、各種目クラブの保護者会から地域クラブ事務局に支払うものとする。

(6) 地域クラブの入会

- ① 地域クラブに入会を希望する生徒は、入会申込書を地域クラブ事務局へ提出する。

4 保護者

(1) 保護者の役割

- ① 地域クラブの各種目クラブは、生徒の保護者で組織する保護者会を設ける。各種目クラブの保護者会では、組織内の連絡体制を整える。
- ② 保護者は、各種目クラブ活動における生徒の送迎、会費及び保険料を負担する。
- ③ 地域クラブの活動の際は、指導者とともに保護者も当番などを定め、必ず参加の上で活動する。

5 指導体制

(1) 指導者

- ① 地域クラブで指導を行う指導者は、各団体で指導、競技、活動経験があり、かつ活動の教育的意義を理解した者とする。
- ② 地域クラブ指導者は、保護者会及び揖斐川町立各中学校から揖斐川町教育委員会へ推薦する。
- ③ 指導者への委嘱は揖斐川町教育委員会が行う。
- ④ 部活動顧問と地域クラブ指導者、保護者の 3 者間での連絡体制を整える。特に、事故発生時など緊

急時の対応はマニュアル化し、内容を共有しておく。

- ⑤ 地域クラブの指導者は、会員の個人情報や内部情報など、知り得た情報の取り扱いには充分注意する。緊急を要する場合を除き、会員の個人情報は外部に漏らさないよう取り扱いには責任をもって管理する。また、指導を退いた後も同様とする。

(2) 指導者の育成

- ① 指導者は、必要に応じて岐阜県教育委員会、公益財団法人岐阜県スポーツ協会が実施する指導者育成研修会へ参加し、部活動の教育的意義の理解に努める。また、上記指導者育成研修会のほか、広い知識や技能習得に必要と思われる研修会等に参加し、資質の向上に努める。
- ② 地域クラブは、指導者の指導者ライセンスや公認スポーツ指導者等の資格保有の把握に努め、指導者資格取得を推進する。
- ③ 指導者が不適切な指導を行った場合には、教育委員会と地域クラブが協議し指導及び処分を検討する。
- ④ 地域クラブの指導者は、スポーツ庁の示す中央協議団体作成の指導手引き等を活用し指導を行う。

(3) 教職員の兼職兼業

- ① 地域クラブでの指導を希望する教職員の兼職兼業は、教職員の本人の意思を尊重し、勤務校等における業務への影響の有無、教職員の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含めて検討した上で、教育委員会が任用する。
- ② 教育委員会及び地域クラブは、教職員の兼職兼業に係る労働時間等について、厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づき、適切な労務管理に努める。なお、教職員を指導者とする際は、居住地や異動、退職等があっても継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。また、小学校の教職員で指導を希望するものについても同様とする。

(4) 指導者の報酬

- ① 指導者の報酬は次に定める。
1 時間 900 円、1 日 3 時間まで（1 種目クラブ当たり月上限額 40,500 円）
- ② 指導者の報酬は、地域クラブ事務局から各指導者に支払いを行う。
- ③ 指導者の報酬の額は、国の動向や周辺他市町の状況も考慮する。